統一勞働學校

露西亞の教育制度(五)

モスコウにて特派員 鈴木茂三郎

「第三インターナショナルの名據り名にて出來た子供の小都市」から遠くない勞働學校は第四及び第七の子供の近所にある。第四及び第七の子供の家は通學しないから三十人の自宅通學生を加へて生徒は[illegible]十六人、教師三十二人、學校使用人十三人の割合である。生徒の七十五パーセントは勞働者の子供であつて二十五パーセントは知識階級の子供である。大體八才から九才までと、十才から十四才までと、十四才から十六才までを集めた三ツのクラスがある。午前九時から午後一時までが學科で五時から時までが、クラブウオーク、音樂、自由讀書の時間であり、クラブウオークは掃除やら縫物をり、彼等の催し物の仕事なをする。八才から九才までのクラスには算術とロシア語の初歩を教へる。第二のクラスには算術、地理、歷史、物理、ロシア語等の一般的のものを教へ、十四才から十六才までの第三のクラスは、敎授が嚴重となり科目にはあまり變りは無いが、實際教育に重きを置かれてゐる。郊外の工場との聯絡もあつて、工場生活をもしなければならない。學校の内部には製靴、裁縫、家具、金物の小工場があつて、男女の區別なく其のうちの一つを選んで一週四回、毎回二時間宛の實習をすることゝなつてゐる。敎科書は大體使用しない方針である。衣類、食事、學用品は勿論給與され、通學生には上着と食事が與へられてゐる。

私はデンナーの御馳走になつたが、給士其他一切のことは子供の當番によつて行はれてゐる。食事は黒パン、スープ、野菜皿、コーヒー等であつた。先生は云つた『今日は、あなたが居るから生徒は靜かに食ひますがいつもなら食堂が破れるやうな騷ぎです。子供の事だから騷ぐのが自然であり、騷ぐ事をかくさうともしないない其の先生の言葉に私は深い興味を感じた。

先生自身は教育勞働者としてユニオンを組織し、自身等の經濟問題を決定する。多くの先生はコムミユニストであり、すべてはマルキストである。それだから修身教育は簡單な共産主義のプリンシプルを教へることになつてゐる。殊に歴史、文學に重きを置いて革命史と社會主義の思想を吹き込んでゐる。私が觀察した其の日は百姓の子と生れて民衆の詩をうたつた大詩人クラソフの百年祭であつたから、生徒等の主催で其の夜にはクラソフ記念會が行はれた。又美術、音樂、體操にも重きを置かれてゐる。彫刻も近々には敎へることに決定してゐる。

私は前に三ツのクラスに別れてゐることを書いたが、其のクラスの中には矢張年に依つて階級があり、教授程度も異つてゐる。しかし成績の好いものはドシドシ上級に上ることが出來る。算術、生理のやうなものと音樂、美術のやうな學科は區別してあつて、學科の得意不得意によつて上級に進級する學科もあり、又何年も進級しない學科もある。教師は正教師と副教師とあつて、副教師は成績の惡いもの、又は良過ぎるものの爲めに机の間を歩き廻つてゐる。曾て獨逸の教育者が唱へたマンゲームシステムに似せてかゝる教授法を採用したものである。

私が參觀した授業は第二のクラスのうちの十三才から十四才までのグループのロシア語の時間であつた。トルストイの庭園を見る爲めにヤスナホリナに修學旅行をしたから其の感想文を書かせて先生が批評をしてゐた。そしてトルストイのことからプーシユキン其他の詩や小說の有名な文句を引用して教へた。此クラスでは文學を歴史的に教へ、上級になるとプロレタリアートの文學と、近代文學の大體を教授する事になつてゐる彼等はよく旅行をする、南部のロストフにも行き、夏期中は避暑地に過ごし、毎水曜日には博物館、美術館につれられて行く、さうして自然と實際に親しむ機會が幸福に與へられてゐる。

最後に書き加へたい事は學校管理の事である。行政事務は委員會に於て決められ、委員會は教師全體、學校の勞働者二人、生徒の父兄八人、生徒の各クラスの各グループ(八才より九才までを除く)より二人宛の代表者によつて組織されゐる。生徒の代表者は各グループから完全な投票選擧に依つて選出され期間は二ヶ月である。委員會は毎月一二回招集される。敎授に關しては毎週一回必ず教授會が開かれ、之れにも生徒の代表者が出席する。學事會では不品行な生徒に對して忠告する方法を先生と生徒の代表者によつて決める。其他兩親大會が毎月一回開かれてゐる。さうして多くのことは生徒自身に任せ、すべての事は生徒を中心として行はれつゝある。(完 一月五日)

不穩宣傳 十八名檢擧

從來にない大袈裟な企て 不穩文書數千通押收

東京社會主義一派が社會主義取締法案反對に就て一種の不穩宣傳ビラを撒布した事は既報の如くであるが、警視廳は彼等が

全國に 亘り一大宣傳を企てしゝある事を探知し十二日拂曉大久保特高課長、山田係長は課員數名を從へ大塚署の應援を得て小石川大塚坂下町一四八渡邊滿藏(二三)方を襲ひ何事をか密議中の同人及び近藤憲三、高尾平兵衛、元陸軍歩兵中尉長山直行外五名を檢擧し、同じく

檢擧の 一隊は大塚窪町二の高野方に踏込み同人夫妻、荒畑寒村、赤座久一外五名を拉し、十八名を悉く大塚署に檢束し、不穩文書數千通は警視廳に押收し、係長は大塚署に出張して取調べ夕刻に至り荒畑、近藤外四名は一先づ歸宅を許され、殘る十一名は十三日も

取調を 續行する筈である

彼等が今回企てた宣傳方法は從來になく大規模に全國の官府及び貴衆兩院議員並に勞働者へ配布せんとしたもので、運動費は露國共産黨本部から上海を通じて受取つたと云ふ、宣傳文書の内容は最も過激な

飜譯で 神田の某印刷屋から同夜高尾平兵衛が山の如く携へて渡邊方を訪れた所を押收されたのである、因に警視廳は總監の名を以て全國各府縣知事に宛て今回の社會主義者檢擧の次第並に不穩文書が萬一にも配布されん事を慮れ、十三日極秘に特別命令を發した

過激運動取締法に對する 反對愈よ猛烈

時代に逆行し國家の進運を却つて阻害すと

過激運動取締法は貴族院に於て修正通過するであらうとの說あるが該法案に就ては

◇各方面からの非難 が尠くなく知識階級並に言論に從事し居る方面からは猛烈な反對がある其は該法案其ものが國家の將來に取りて非常の危險性を帶びて居るからである之を修正するも立案を仕直さゞる限り危險である先づ第一に無政府主義共産主義其他に關し朝憲を紊亂する事項を宣傳し又は宣傳せんとする者は七年以下の懲役又は禁錮に處すとありて無政府主義又は共産主義と云ふものゝ内容を明かにして居らない其内容の如何なる點が朝憲紊亂となるか詳でない假りに無政府主義共産主義其ものゝ自體が宜しからざるものであるとして問題は其他にある『其他朝憲を紊亂する』との其他の解釋が裁判官、司法警察官の手心裁量に任せなくてはならぬ危險がある次には社會の根本組織を暴行脅迫其他の不法手段によりて變革する事項を宣傳し又は宣傳せんとしたる者は五年以下の懲役に處すとあるこれ亦其他が問題である其如何なる行爲が

◇其他と云ふ規定 に觸れて處斷せらるゝかゞ不明である孤弊を設けて人を陷るゝ者であるとの非難のある箇所の立たざる處である是れ政府が從來より存在する頑名主義者を取締る立法としては餘る條詐に堪へざるものとせらるゝ所以である若し彼れ等過激主義者を取締るに於て法の不備があつたならば彼れ等を取締る丈けに立法を局限すべきではないかとの非難の起るのも當然である蓋し政府の目的は他にあらずして他にあるのである即ち

◇戰後我が民衆 も人間と云ふ事に自覺し不條理なる資本主義的支配に甘んずる事能はずとしての思想運動の勃興し來りたる事が我政府及政府を支持する資本家を刺戟したる結果である然れども自覺しつゝある人間的欲望は刑制で壓制し抑止する事は出來ぬ若し斯る酷法を以て政府及支配階級が自己擁護の金城湯池と思はば餘り時代の進運を知らないのみならず餘りに歴史を無視するものである最近露國の革命は官紀の紊亂、苛刑、酷刑等の結果であつた事は云ふまでもないボウロはコントで虐殺されたけれども其黨は亡びずして却て歐洲に擴まつた我明治維新も直弼の酷刑によりて其時期を早めたではないか亂刑酷刑は眞に深く國を憂ふる有司の爲すべき事ではない而も今は立憲治下である言論によりて是非善惡を自由に批判し其趨向を定むべきである

◇徒らに固陋の心 を以て列國に類例なき立法を爲すが如きは國際的にも考慮すべきである國際勞働會議に加盟し世界の平和と人道とに貢獻すべき時代に於て斯る酷刑を目的とする酷法は却て人の和を缺き社會を陰鬱にし國家の進運を阻害するものであるとの非難は倍々高くなつて來た